

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知**が求められている
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る**必要がある
（※1） 監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する**必要がある

令和6年7月の大雨による氾濫事例
（石沢川（秋田県））



平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
（兵庫県神戸市）



改正の概要

1. 洪水に係る情報提供体制の強化【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）**を提供**
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報**

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助

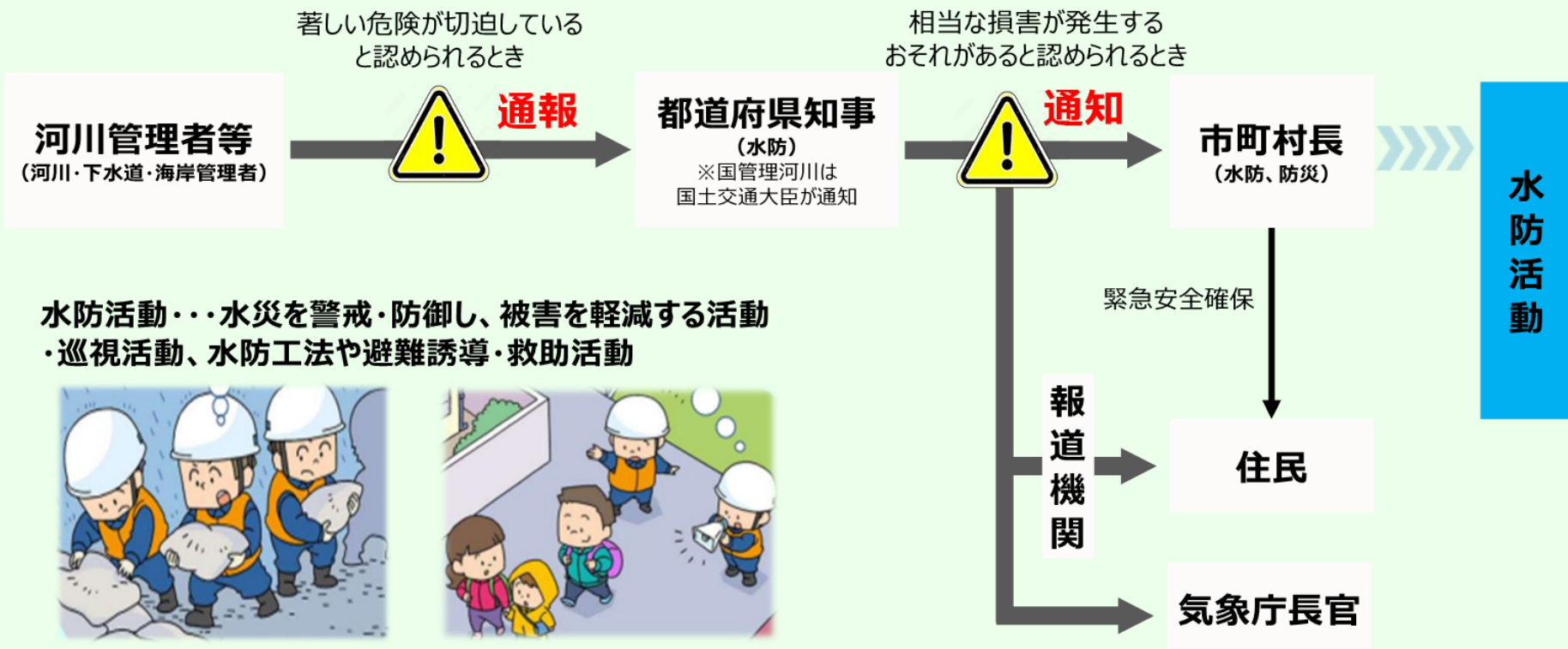


河川管理者等による氾濫に係る通報

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

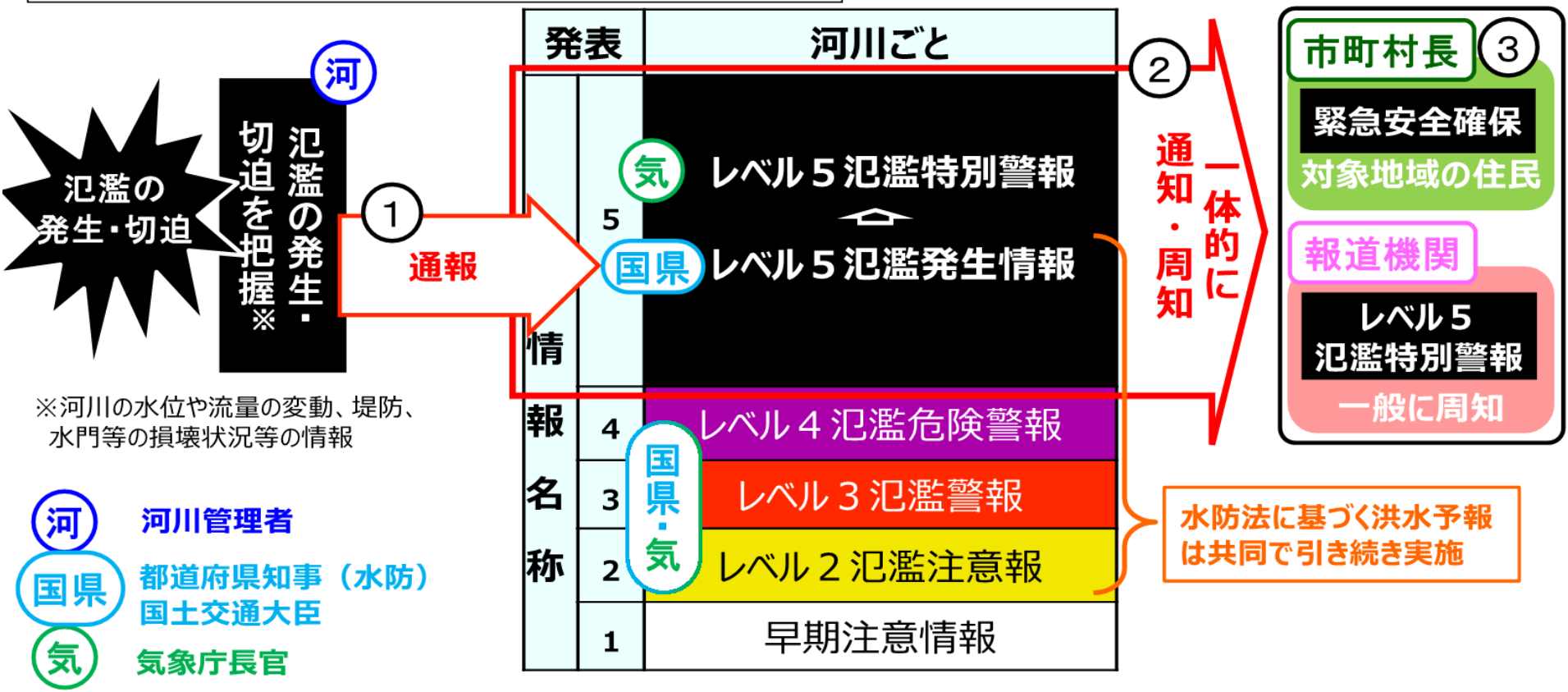
※ 通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。

新たな通報制度の概要



- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5 相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]



洪水に係る警戒レベル5相当情報の運用体制(水位周知河川等)

- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知**（気象庁が発表するレベル5 大雨特別警報の発表判断にも活用）
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事からの「レベル5 氾濫発生情報」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [水位周知河川等]

